



鳥取県公報

平成 21 年 5 月 29 日 (金)
号外第 65 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県薬事法施行細則及び鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則
(57) (医療指導課) 3
- 鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則 (58) (水産課) 12
- ◇ 公安規則 鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法第 12 条の 3 の規定による医師の指定に関する規則
(4) (生活環境課) 16

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県薬事法施行細則及び鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

- 1 規則の改正理由
薬事法及び薬事法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行う。
- 2 規則の概要
 - (1) 鳥取県薬事法施行細則の一部改正
 - ア 次の許可に係る申請書等の様式を定める。
 - (ア) 店舗販売業の店舗を管理する者の店舗外での実務従事許可
 - (イ) 卸売販売業の営業所を管理する者の営業所外での実務従事許可
 - イ 配置販売業に係る配置従事者身分証明書の書換交付の申請の規定を改める。
 - ウ その他所要の規定の整備を行う。
 - (2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正
薬事法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う。
 - (3) 施行期日は、平成21年6月1日とする。

鳥取県海面漁業調整規則の一部改正について

- 1 規則の改正理由
中海海域及び境水道における漁業の許可等の取扱いに関し、鳥取県と島根県とが相互に漁業者に対して漁業の許可等を行うとともに、操業条件を統一することとする。
- 2 規則の概要
 - (1) 中海海域及び境水道を操業区域に含む漁業の許可を受け、又は受けようとする者であって、島根県知事の許可を受け、又は受けようとするものが行う届出及び申請に係る様式は、知事が別に定めるところにより行うことができることとする。
 - (2) 中海海域及び境水道を操業区域とする漁業に係る操業条件を見直す。
 - ア なまこ及びしらうおの採捕について、禁止期間を設ける。
 - (ア) なまこ 5月1日から8月31日まで
 - (イ) しらうお 6月1日から11月14日まで
 - イ すくい網及びあみえびの採捕を目的とするひき網について、網目の制限（1.8センチメートル以内は使用禁止）を行わないこととする。
 - ウ すくい網漁業について、集魚を目的とする照明設備の制限（電球15キロワット）を行わないこととする。
 - (3) 中海海域及び境水道における小型機船底びき網漁業の許可番号の表示は、鳥取県知事及び島根県知事の許可を受けた者で島根県内に住所を有するものについては、島根県知事の許可番号の表示をして操業することができることとする。
 - (4) 操業期間終了時における漁獲成績報告書の提出を義務付ける。
 - (5) (1)に伴い、島根県知事の漁業の許可を受けた者に係る漁業の許可及び漁具の禁止期間に関する適用除外の措置を廃止する。
 - (6) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成21年6月19日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県薬事法施行細則及び鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 5 月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第57号

鳥取県薬事法施行細則及び鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

(鳥取県薬事法施行細則の一部改正)

第 1 条 鳥取県薬事法施行細則(昭和37年鳥取県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項(以下この条において「削除条項」という。)を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項(以下この条において「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに削除条項を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;"><u>(店舗管理者の店舗外の実務従事許可)</u></p> <p>第 4 条 <u>法第28条第 3 項ただし書の規定により、店舗販売業の店舗を管理する者が、その店舗以外の場所で業として店舗の管理その他薬事に関する実務に従事しようとするときは、別記様式第 1 号による申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>知事は、法第28条第 3 項ただし書の許可をしたときは、別記様式第 2 号による許可証を交付するものとする。</u></p> <p>3 <u>法第28条第 3 項ただし書の許可を受けた者は、その実務に従事することをやめたときは、速やかに別記様式第 3 号による廃止届を知事に提出しなければならない。</u></p> | <p style="text-align: center;"><u>(準用)</u></p> <p>第 4 条 <u>法第27条の規定による一般販売業の業務の管理については、前条の規定を準用する。</u></p> |

(営業所管理者の営業所外の実務従事許可)

第5条 法第35条第3項ただし書の規定により、卸売販売業の営業所を管理する者が、その営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事しようとするときは、別記様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、法第35条第3項ただし書の許可をしたときは、別記様式第2号による許可証を交付するものとする。

3 法第35条第3項ただし書の許可を受けた者は、その実務に従事することをやめたときは、速やかに別記様式第3号による廃止届を知事に提出しなければならない。

(配置販売業取扱品目変更指定書等の交付)

第6条 知事又は総合事務所長は、薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成21年省令第10号)による改正前の省令第159条の規定による配置販売業者又は特例販売業者の指定品目の変更又は追加の申請に基づき指定したときは、別記様式第4号による指定書を交付するものとする。

(身分証明書の書換え交付の申請)

第7条 配置販売業者(薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号。以下「改正法」という。)附則第10条に規定する既存配置販売業者(改正法附則第13条第1項に規定する許可を受けた者を含む。)を含む。以下同じ。)又はその配置員は、法第33条第1項の規定により交付を受けた配置従事者身分証明書(以下「身分証明書」という。)の記載事項に変更を生じたときは、身分証明書の書換え交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、別記様式第5号による申請書を知事に提出することによって行うものとする。

(身分証明書の再交付の申請)

第8条 略

2 略

(配置販売業取扱品目変更指定書等の交付)

第5条 知事又は総合事務所長は、省令第159条の規定による配置販売業者又は特例販売業者の指定品目の変更又は追加の申請に基づき指定したときは、別記様式第4号による指定書を交付するものとする。

(身分証明書の書換え交付の申請)

第6条 配置販売業者又はその配置員は、法第33条第1項の規定により交付を受けた配置従事者身分証明書(以下「身分証明書」という。)の記載事項に変更を生じたときは、身分証明書の書換え交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、別記様式第5号による申請書に交付を受けた身分証明書を添え、知事に提出することによって行うものとする。

(身分証明書の再交付の申請)

第7条 略

2 略

3 前項の申請書には、身分証明書を破り、又は汚した場合にあっては当該身分証明書を、身分証明書を失った場合にあってはその理由を記載した書面を添えなければならない。

(身分証明書の返納)

第9条 略

(合格証明書等の交付申請)

第11条 略

2 次に掲げるものは、改正法附則第7条第1項の規定による登録を受けるため必要があるときは、別記様式第9号による申請書を知事に提出して、改正法第1条による改正前の法第28条第1項の許可(以下「薬種商販売業の許可」という。)を受けていることを証する書類の交付を受けることができる。

(1) 略

(2) 薬種商販売業の許可を受けた法人の店舗に係る適格者(当該店舗においてその業務を行う役員若しくは薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成21年政令第2号。以下「整備令」という。)第1条の規定による改正前の薬事法施行令(以下「旧政令」という。)第50条に定める者(以下この号において「役員等」という。))が旧政令第51条に定める基準に該当し、又は改正法第1条による改正前の法第28条第2項に規定する試験に合格することにより、当該店舗において役員等が属する法人に薬種商販売業の許可が与えられた場合における当該役員等をいう。以下同じ。)

別記様式第1号(第3条、第4条、第5条関係)

管理薬局(店舗・営業所)外兼務許可申請書

略

上記により薬事法第7条(第28条・第35条)第

(身分証明書の返納)

第8条 略

(配置従事者の携帯する品目表)

第9条 配置従事者は、医薬品の配置販売に従事するときは、配置薬の品目表を携帯するものとする。

2 前項の品目表は、配置販売業者が作成したものであって、配置販売の許可を受けた品目であることの証明をしたものでなければならない。

(合格証明書等の交付申請)

第11条 略

2 次に掲げるものは、薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号)附則第7条第1項の規定による登録を受けるため必要があるときは、別記様式第9号による申請書を知事に提出して、法第28条第1項の許可(以下「薬種商販売業の許可」という。)を受けていることを証する書類の交付を受けることができる。

(1) 略

(2) 薬種商販売業の許可を受けた法人の店舗に係る適格者(当該店舗においてその業務を行う役員若しくは政令第50条に定める者(以下この号において「役員等」という。))が政令第51条に定める基準に該当し、又は法第28条第2項に規定する試験に合格することにより、当該店舗において役員等が属する法人に薬種商販売業の許可が与えられた場合における当該役員等をいう。以下同じ。)

別記様式第1号(第3条、第4条関係)

管理薬局(一般販売業)外兼務許可申請書

略

上記により薬事法第7条第3項ただし書(第27

3項ただし書の規定による許可を申請します。

年 月 日

住所

氏名

印

鳥取県知事 様

別記様式第2号(第3条、第4条、第5条関係)

鳥取県指令第 号

管理薬局(店舗・営業所)外兼務許可証

氏 名

薬局(店舗・営業所)の名称(法人にあってはその名称)

薬局(店舗・営業所)の所在地

薬事法第7条(第28条・第35条)第3項ただし書の規定により、管理薬局(店舗・営業所)外兼務を下記のとおり許可する。

年 月 日

鳥取県知事

印

記

兼務場所

兼務内容

許可期間

許可条件

別記様式第3号(第3条、第4条、第5条関係)

管理薬局(店舗・営業所)外兼務廃止届

薬局(店舗・営業所)の所在地

薬局(店舗・営業所)の名称

氏 名

兼務許可の場所

廃止年月日

条)の規定による許可を申請します。

年 月 日

住所

氏名

印

鳥取県知事 様

別記様式第2号(第3条、第4条関係)

鳥取県指令第 号

管理薬局(一般販売業)外兼務許可証

氏 名

薬局(一般販売業)の名称(法人にあってはその名称)

薬局(一般販売業)の所在地

薬事法第7条第3項ただし書(第27条)の規定により、管理薬局(一般販売業)外兼務を下記のとおり許可する。

年 月 日

鳥取県知事

印

記

兼務場所

兼務内容

許可期間

許可条件

別記様式第3号(第3条、第4条関係)

管理薬局(一般販売業)外兼務廃止届

薬局(一般販売業)の所在地

薬局(一般販売業)の名称

氏 名

兼務許可の場所

廃止年月日

| | |
|--|--|
| <p>上記により兼務することをやめたので、お届けします。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 ⑩</p> <p>鳥取県知事 様</p> <p>別記様式第4号(第6条関係) 略</p> <p>別記様式第5号(第7条関係) 略</p> <p>別記様式第6号(第8条関係) 略</p> | <p>上記により兼務することをやめたので、お届けします。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 ⑩</p> <p>鳥取県知事 様</p> <p>別記様式第4号(第5条関係) 略</p> <p>別記様式第5号(第6条関係) 略</p> <p>別記様式第6号(第7条関係) 略</p> |
|--|--|

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第2条 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表とし、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

| 改正後 | | | | | | | | | | 改正前 | | | | | | | | | |
|---|------------------|-----------|--|------------|------------|------------|------------|-----------------------|--|----------------------------------|-----------|--|------------|------------|------------|------------|---------------|--|--|
| 別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係) | | | | | | | | | | 別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係) | | | | | | | | | |
| 個別事項に係る事務処理権限 | | | | | | | | | | 個別事項に係る事務処理権限 | | | | | | | | | |
| 所 属 名 | 事 項 内 容 | 事務処理権限の区分 | | | | | | 地方機関の 長の名称 | 所 属 名 | 事 項 内 容 | 事務処理権限の区分 | | | | | | 地方機関の 長の名称 | | |
| | | 専 決 権 者 | | | 委 任 兼 務 者 | | | | | | 専 決 権 者 | | | 委 任 兼 務 者 | | | | | |
| 種 類 | | 知事 | 地方機関 部長 | 地方機関 課長 | 地方機関 の長 | 地方機関 部長 | 地方機関 課長 | 地方機関 の長 | 種 類 | | 知事 | 地方機関 部長 | 地方機関 課長 | 地方機関 の長 | 地方機関 部長 | 地方機関 課長 | 地方機関 の長 | | |
| 略 | | | | | | | | | | 略 | | | | | | | | | |
| 医 療 指 導 課 | 略 | | | | | | | 医 療 指 導 課 | 略 | | | | | | | | | | |
| 四 業 事 法 (昭和18年 法律第145 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務(畜産 課の所管事 務に係るも のを除 く。) | 略 | 3 | 同法第7条第3 項ただし書の規定 による薬局の管理 者の兼業の許可 | | | | | | 四 業 事 法 (昭和18年 法律第145 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務 | 略 | 3 | 同法第7条第3 項(同法第27条に おいて準用する場 合を含む。)の規 定による薬局の管 理者の兼業の許可 | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | 略 | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--------|
| 10 | 同法第26条第1項の規定による店舗販売の許可 | | | | | | | | | 総合事務所長 |
| 11 | 同法第28条第3項ただし書の規定による店舗管理者の店舗外の実務定事の許可 | | | | | | | | | |
| 12 | 同法第30条第1項の規定による配置販売の許可 | | | | | | | | | |
| 13 | 同法第32条の規定による配置従事の届出の受理 | | | | | | | | | |
| 14 | 同法第33条第1項の規定による配置販売業者等の身分証明書の交付 | | | | | | | | | |
| 15 | 同法第34条の規定による卸売販売の許可 | | | | | | | | | 総合事務所長 |
| 16 | 同法第35条第3項ただし書の規定による営業管理者の営業所外での実務定事の許可 | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | |
| 28 | 同法第72条の2の規定による製剤体制の整備の命令 | | | | | | | | | 総合事務所長 |
| 略 | | | | | | | | | | |
| 39 | 同法第76条の8の規定による指定薬物又はその類似がある物品を取扱う者に対する報告又はその店舗等への立入り及びその関係帳簿等の検査若しくは関係者に対する質問の実施 | | | | | | | | | 総合事務所長 |
| 四の二 | 薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第99号)による改正前の薬事法に基づく知事の権限に属する事務(畜産課の所掌事務に係るものを除く。) | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | |
| 六 | 薬事法施行令に基づく知事の権 | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--------|
| 10 | 同法第26条第1項の規定による二店舗販売の許可 | | | | | | | | | | 総合事務所長 |
| 11 | 同法第26条第3項の規定による卸売一般販売の許可を受けている者に対する医薬品の販売又は受与の相手方の変更の許可 | | | | | | | | | | 総合事務所長 |
| 12 | 同法第28条第1項の規定による薬種販売の許可 | | | | | | | | | | 総合事務所長 |
| 13 | 同法第28条第2項の規定による薬種販売業の継続の施行 | | | | | | | | | | |
| 14 | 同法第30条第1項の規定による配置販売の許可 | | | | | | | | | | |
| 15 | 同法第33条第1項の規定による配置販売業者等の身分証明書の交付 | | | | | | | | | | |
| 16 | 同法第35条の規定による特約販売の許可 | | | | | | | | | | 総合事務所長 |
| 略 | | | | | | | | | | | |
| 28 | 同法第72条の2の規定による薬剤師の増員の命令 | | | | | | | | | | 総合事務所長 |
| 略 | | | | | | | | | | | |
| 39 | 同法第76条の8の規定による指定薬物又はその類似がある物品を取扱う者に対する報告又はその店舗等への立入り及びその関係帳簿等の検査若しくは関係者に対する質問の実施 | | | | | | | | | | 総合事務所長 |
| 略 | | | | | | | | | | | |
| 六 | 薬事法施行令に基づく知事の権 | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--------|
| 限に属する 事務(畜産 課の所管事 務に係るも のを除 く。) | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | |
| 八 薬事法 施行規則(昭 和36年厚生 省令第1 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務 | 1. 同令第11条の2 の規定による薬 劑製造者の報告の方 法等の決定 | | | | | | | | 総合事務所長 |
| | 2. 同令第15条の4 第2項の規定によ る郵便等販売の届 出の受理 | | | | | | | | 総合事務所長 |
| | 3. 略 | | | | | | | | |
| | 4. 略 | | | | | | | | |
| | 5. 略 | | | | | | | | |
| | 6. 略 | | | | | | | | |
| | 7. 略 | | | | | | | | |
| 八の二 薬事 法施行規則 等の一部を 改正する省 令(平成21 年厚生労働 省令第10 号)による 改正前の薬 事法施行規 則に基づく 知事の権限 に属する事 務 | 同令第159条の規 定による既存配置 販売業者の配置販 売品目の変更又は 追加の申請の受理 (一) 県外の配置 販売業に係るも の (二) (一)以外の もの | | | | | | | | 総合事務所長 |
| 略 | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | |
| 畜産課 | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | |
| 十九 薬事法 に基づく知 事の権限に 属する事務 (動物用の 医薬品、医 薬部外品又 は医療器具 に係る場合 に限る。) | 2. 同法第26条第1 項の規定による店 種販売業の許可 | | | | | | | | |
| | 3. 同法第28条第3 項ただし書の規定 による店舗管理 者の店舗外の実務従 事の許可 | | | | | | | | |
| | 4. 同法第30条第1 項の規定による配 置販売業の許可 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--------|
| 限に属する 事務 | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | |
| 八 薬事法 施行規則(昭 和36年厚生 省令第1 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務 | 1. 同令第144条の規 定による卸売一般 販売業の販売先等 の変更等の届出の 受理 | | | | | | | | 総合事務所長 |
| | 2. 同令第1条の2 の規定による薬事 法第8条の2第1 項の規定による知 事への報告の方法 等の決定 | | | | | | | | |
| | 3. 同令第159条の規 定による配置販売 取扱品目等の変更 又は追加の申請の 受理 (一) 県外の配置 販売業に係るも の (二) (一)以外の もの | | | | | | | | 総合事務所長 |
| | 4. 略 | | | | | | | | |
| | 5. 略 | | | | | | | | |
| | 6. 略 | | | | | | | | |
| | 7. 略 | | | | | | | | |
| | 8. 略 | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | |
| 畜産課 | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | |
| 十九 薬事法 に基づく知 事の権限に 属する事務 (動物用の 医薬品、医 薬部外品又 は医療器具 に係る場合 に限る。) | 2. 同法第26条の規 定による一般販売 業の許可及び卸売 一般販売業の許可 を受けている者に 対する医薬品の販 売又は授与の相手 方の変更の許可 | | | | | | | | |
| | 3. 同法第28条第1 項の規定による薬 種販売業の許可 | | | | | | | | |
| | 4. 同法第30条第1 項の規定による配 置販売業の許可 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|------|---|---|------------------|--|--|--|--|--|---------|
| 5 | 同法第32条の規定による配置従事届出の受理 | | | | | | | | |
| 6 | 同法第33条第1項の規定による配置販売業者等の身分証明書の交付 | | | | | | | | |
| 7 | 同法第34条の規定による卸売販売業の許可 | | | | | | | | |
| 8 | 同法第35条第3項ただし書の規定による営業管理者の営業所外の実務従事の許可 | | | | | | | | |
| 9 | 略 | | | | | | | | |
| 10 | 略 | | | | | | | | |
| 11 | 略 | | | | | | | | |
| 12 | 略 | | | | | | | | |
| 13 | 略 | | | | | | | | |
| 14 | 略 | | | | | | | | |
| 15 | 略 | | | | | | | | |
| 16 | 同法第72条の2の規定による業務体制の整備の命令 | | | | | | | | |
| 17 | 同法第73条の規定による薬局等の管理者の変更命令 | | | | | | | | |
| 18 | 略 | | | | | | | | |
| 19 | 略 | | | | | | | | |
| 20 | 同法第76条の規定による処分等の相手方に対する弁明及び有利な証拠の提出の機会の供与 | | | | | | | | |
| 21 | 同法第83条の2の2第1項の規定による動物用医薬品の卸売販売業の許可 | | | | | | | | |
| 十九の二 | 薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）による改正前の薬事法に基づく知事の権限に関する事務（動物用の医薬品、医薬部外品又は医療器具に係る場合に限る。） | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | |
| 二十一 | 動物用医薬品等 | 1 | 同令第12条の規定による動物用医 | | | | | | 家畜保健衛生所 |

| | | | | | | | | | |
|-----|---|---|------------------|--|--|--|--|--|---------|
| 5 | 同法第33条第1項の規定による配置販売業者等の身分証明書の交付 | | | | | | | | |
| 6 | 同法第35条の規定による特別販売業の許可 | | | | | | | | |
| 7 | 略 | | | | | | | | |
| 8 | 略 | | | | | | | | |
| 9 | 略 | | | | | | | | |
| 10 | 略 | | | | | | | | |
| 11 | 略 | | | | | | | | |
| 12 | 略 | | | | | | | | |
| 13 | 略 | | | | | | | | |
| 14 | 同法第72条の2の規定による薬局開設者等に対する薬剤師の増員の命令 | | | | | | | | |
| 15 | 同法第73条の規定による薬局又は医薬品の一般販売業者等に対するその管理者等の変更の命令 | | | | | | | | |
| 16 | 略 | | | | | | | | |
| 17 | 略 | | | | | | | | |
| 18 | 同法第76条の規定による処分等の相手方に対する弁明及び有利な証拠の提出の機会の供与 | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | |
| 二十一 | 動物用医薬品等 | 1 | 同令第12条の規定による配置販売 | | | | | | 家畜保健衛生所 |

| | | | |
|--|---|--|---|
| <p>取締規則 (平成16年 農林水産省 第107号) に基づく知 事の権限に 属する事務</p> <p>略</p> <p>二十一の二 動物用医薬 品等取締規 則の一部を 改正する省 令(平成21 年農林水産 省第8号) による改正 前の動物用 医薬品等取 締規則に基 づく知事の 権限に属す る事務</p> <p>略</p> <p>略</p> | <p>薬品特別店舗販 売における販売指 定品目の変更又は 追加の申請</p> <p>略</p> <p>1 同令第12条の規 定による既存配置 販売業の販売指定 品目の変更又は追 加の申請</p> <p>家畜保健衛 生所</p> | <p>取締規則 (平成16年 農林水産省 第107号) に基づく知 事の権限に 属する事務</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> | <p>業又は持別販売業 における販売指定 品目の変更又は追 加の申請</p> <p>略</p> |
|--|---|--|---|

附 則

この規則は、平成21年 6月 1日から施行する。

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 5 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第58号

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| 目次 第 1 章 略 第 2 章 漁業の許可及び起業の認可（第 8 条 <u>第32条の 2</u> ） 第 3 章 漁業取締り及び水産資源の保護培養（第33条 <u>第61条</u> ） 第 4 章 罰則（ <u>第62条</u> <u>第65条</u> ） 附則 <u>（中海海域又は境水道における漁業の許可に係る届出及び申請の特例）</u> <u>第32条の 2 鳥根県知事の漁業の許可を受け、又は受けようとする者であって、中海海域又は境水道を操業区域に含む漁業の許可を受け、又は受けようとするものが行う届出及び申請に係る様式は、第 3 条、第 9 条、第12条から第14条まで、第17条及び第18条の規定に関わらず、知事が別に定めるところにより行うことができる。</u> 第 3 章 漁業取締り及び水産資源の保護培養 （許可番号の表示等） 第35条 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、 | 目次 第 1 章 略 第 2 章 漁業の許可及び起業の認可（第 8 条 <u>第32条</u> ） 第 3 章 漁業取締り及び水産資源の保護培養（第33条 <u>第60条</u> ） 第 4 章 罰則（ <u>第61条</u> <u>第64条</u> ） 附則 第 3 章 漁業取締り及び水産資源の保護培養 （許可番号の表示等） 第35条 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、 |

当該許可に係る船舶の外部の両側の中央部の見やすい場所に、別表に定めるところにより当該漁業の許可に係る許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。ただし、島根県知事の小型機船底びき網漁業の許可を受けた者で島根県内に住所を有するものが、中海海域及び境水道のうち境水道大橋東端の線以西の海域において、島根県知事の定めるところにより当該漁業の許可に係る許可番号を表示して当該漁業を操業する場合は、この限りでない。

2 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、当該漁業の許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに前項本文の規定によりした表示を消さなければならない。

(禁止期間)

第38条 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

| 水産動植物の種類 | 禁止期間 |
|----------|-----------------------------------|
| 略 | |
| べにずわいがに | 7月1日から8月31日まで |
| なまこ | 5月1日から8月31日まで (中海海域及び境水道に限る。) |
| しらうお | 6月1日から11月14日まで (中海海域及び境水道に限る。) |

2 略

第39条 中海海域及び境水道において、次の表の左欄に掲げる漁具は、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、これを使用してはならない。

| 漁具の種類 | 禁止期間 |
|---|---------------|
| 略 | |
| 網目1.8センチメートル以内の網(小型定置網、 <u>すくい網及びあみえびの採捕を目的とするひき網を除く。</u>) | 4月1日から8月31日まで |
| 略 | |

当該許可に係る船舶の外部の両側の中央部の見やすい場所に、別表に定めるところにより当該漁業の許可に係る許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、当該漁業の許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、すみやかに前項の規定によりした表示を消さなければならない。

(禁止期間)

第38条 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

| 水産動植物の種類 | 禁止期間 |
|----------|---------------|
| 略 | |
| べにずわいがに | 7月1日から8月31日まで |

2 略

第39条 中海海域及び境水道において、次の表の左欄に掲げる漁具は、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、これを使用してはならない。

| 漁具の種類 | 禁止期間 |
|-----------------------------|---------------|
| 略 | |
| 網目1.8センチメートル以内の網(小型定置網を除く。) | 4月1日から8月31日まで |
| 略 | |

(火船の隻数制限等)

第48条 次の表の左欄に掲げる漁業に使用することができる火船(集魚を目的とする照明設備を備える船舶をいう。)の隻数は、同表中欄に定める数の範囲内であって、1隻当たりの集魚を目的とする照明設備の総設備容量は、それぞれ同表右欄に定める容量の範囲内でなければならない。

| 漁業の種類 | 隻数 | 総設備容量 |
|---|----|-----------|
| 略 | | |
| その他の漁業(最大高潮時海岸線から50,000メートル以内の海域における漁業(すくい網漁業を除く。)に限る。) | 1隻 | 電球15キロワット |

(漁獲成績報告書の提出)

第61条 漁業の許可を受けた者は、漁業法第66条第1項及び第8条の規定による漁業ごとに、漁獲成績報告書を操業期間終了後その翌月の末日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の漁獲成績報告書の様式は、知事が別に定めて公示する。

第4章 罰則

第62条 略

第63条 略

第64条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者がある法人又は人の業務又は財産に関して、第62条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑又は科料を科する。

第65条 略

附 則

(施行期日)

1 略

(鳥取県海面漁業調整規則等の廃止)

2 略

(火船の隻数制限等)

第48条 次の表の左欄に掲げる漁業に使用することができる火船(集魚を目的とする照明設備を備える船舶をいう。)の隻数は、同表中欄に定める数の範囲内であって、1隻当たりの集魚を目的とする照明設備の総設備容量は、それぞれ同表右欄に定める容量の範囲内でなければならない。

| 漁業の種類 | 隻数 | 総設備容量 |
|---|----|-----------|
| 略 | | |
| その他の漁業(最大高潮時海岸線から50,000メートル以内の海域における漁業に限る。) | 1隻 | 電球15キロワット |

第4章 罰則

第61条 略

第62条 略

第63条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者がある法人又は人の業務又は財産に関して、第61条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑又は科料を科する。

第64条 略

附 則

(施行期日)

1 略

(鳥取県海面漁業調整規則等の廃止)

2 略

(適用除外)

3 第8条及び第39条の規定は、当分の間、鳥根県知事の漁業の許可を受けた者が、当該許可に係る漁業の操業を中海海域及び境水道のうち境水道大橋東端

| | |
|--|---|
| <p>(経過措置)</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> | <p>の線以西の海域において行う場合には、適用しない。</p> <p>(経過措置)</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p> |
|--|---|

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年6月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に島根県知事の漁業の許可（中海海域及び境水道のうち境水道大橋東端以西の海域（以下「対象海域」という。）を操業区域に含むものに限る。）を受けている者に対するこの規則による改正後の鳥取県海面漁業調整規則第8条の規定の適用（対象海域を操業区域に含むものに限る。）については、当該許可の有効期間の満了までの間に限り、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公安委員会規則

鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定による医師の指定に関する規則をここに公布する。

平成21年 5 月 29 日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

鳥取県公安委員会規則第4号

鳥取県銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定による医師の指定に関する規則

(医師の指定)

第1条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第12条の3の規定による医師の指定(以下「医師の指定」という。)は、次の表の左欄に掲げる受診命令の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

| 受診命令の対象 | 医師 |
|--|--|
| 法第5条第1項第2号の政令で定める病気(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第5条の2第3号に定める病気を除く。)にかかっているおそれのある者並びに法第5条第1項第3号及び第4号に該当するおそれのある者 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師 |
| 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第5条の2第3号に定める病気にかかっているおそれのある者 | 左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師 |
| 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第16項に規定する認知症であるおそれのある者 | 左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師 |

2 医師の指定の期間は3年以内とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(医師の指定等の告示)

第2条 公安委員会は、医師の指定をし、又は取り消したときは、その旨を告示するものとする。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。